平成２６年（フ）第１０７１号
埼玉県新座市栗原２丁目３番43号　武蔵野サンハイツひばりヶ丘パートⅡ211号室
債務者　伊藤　利男
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢澤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３７号
さいたま市浦和区神明１－８－25　ハイツ赤沼１－103、住民票上の住所さいたま市見沼区大字東宮下2031番地　大宮東宮下高層１－1006
債務者　吉竹　　守
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出井　宏幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４６１号
新潟市西区立仏1043番地
債務者　石栗　孝雄
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　聡之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５９号
兵庫県豊岡市戸牧202番地の12
債務者　川崎洋一郎
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅村　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月７日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第４号
群馬県太田市飯田町727番地　グランマンション301号、前住所群馬県太田市東矢島町1026番地１
債務者　ＧＡＩＮ電工こと　田島　　進
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　貴志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１８１４号
札幌市白石区東札幌２条５丁目11番23号　アスクワン201号
債務者　佐藤　達也
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９８９号
札幌市手稲区星置１条８丁目18番７－504号
債務者　眞野　公隆
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９９０号
札幌市手稲区星置１条８丁目18番７－504号
債務者　眞野　愛子（旧姓柳田）
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０５６号
札幌市清田区里塚１条２丁目16番34号　ハイツフローラル201号
債務者　熊谷　明子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０６７号
北海道千歳市寿３丁目１番28号
債務者　庄子　光憲
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０８５号
北海道江別市野幌若葉町61番地の４　サイヴィレッジＣ棟102号
債務者　長谷川智洋
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１１８号
札幌市中央区南４条西８丁目２番地　サンプラーザ札幌506号
債務者　小山　雄久
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１１９号
札幌市中央区南４条西８丁目２番地　サンプラーザ札幌506号
債務者　小山　淳子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１６８号
札幌市白石区本郷通12丁目南２番６号　コーポ鈴木203号
債務者　桝潟　宏美
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３２０号
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目４番26号
債務者　遠谷　達也
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３３号
群馬県高崎市京目町988番地３
債務者　松井　友随
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２３４号
群馬県高崎市箕郷町矢原1059番地67
債務者　清水　槙悟
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２４２号
群馬県藤岡市鬼石482番地
債務者　関澤　　充
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部